

上 発 第 4 2 0 号
平成 2 9 年 8 月 3 日

伊奈町下水道事業審議会
会長 平田 義雄 様

伊奈町長 大 島



諮 問 書

伊奈町下水道事業審議会条例（平成元年条例第9号）の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

伊奈町公共下水道の適正な使用料の設定について

2 諮問趣旨

伊奈町公共下水道については、平成3年4月に供用を開始するにあたり使用料を設定し、使用者から使用料を徴収しております。

徴収した使用料は、汚水処理費や下水道管・ポンプ場などの維持管理等に充てておりますが、使用料収入で賄えない分については、町からの繰入金に頼っている状況です。供用開始から現在まで、消費税率の改定以外に使用料の改定を行っておりませんが、その間に流域下水道維持管理負担金の値上げや、下水道整備のための工事費等が高騰しており、財政を圧迫しております。また、人口減少・節水型社会の到来による使用料収入の低下が懸念されるなど、下水道事業を取り巻く環境は、一層悪化するものと思われま

さらに、町の財政状況も厳しい中、これまでどおり繰入金による補てんも期待できません。

こうした厳しい財政状況の中、今後も快適で衛生的な生活環境を維持し、安定した下水道事業の運営を継続していくため、下水道使用料について検討することといたしました。

つきましては、「雨水公費・汚水私費」の原則を踏まえた上で、公費負担と受益者負担の公平性を考慮した適正な下水道使用料の設定について、貴会議の意見を求めます。

3 答申予定時期

平成 2 9 年 1 0 月